ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ホ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者に係る年金給付関係情報

六・七　［略］

八　介護保険法第六十一条の三第一項の特定入所者介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ホ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者に係る年金給付関係情報

九～十八　［略］

十九　介護保険法第百十五条の四十五第十項及び第百十五条の四十七第八項に規定する利用料の請求に係る事務　次に掲げる情報
［イ～ニ　略］

二十　介護保険法第百二十九条第二項の保険料の賦課に関する事務　次に掲げる情報
［イ～ニ　略］

五・六　［同上］
［号を加える。］

七～十六　［同上］

十七　介護保険法第百十五条の四十五第五項及び第百十五条の四十七第八項に規定する利用料の請求に係る事務　次に掲げる情報
［イ～ニ　同上］

十八　介護保険法第百二十九条第二項の保険料の賦課に関する事務　次に掲げる情報
［イ～ニ　同上］

ホ　賦課被保険者又は当該賦課被保険者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報

二十一～二十三　［略］
［号を削る。］

二十四　［略］

2　前項第二号から第五号まで（第二号については、介護保険法第四十九条の二に係る事務に限る。）の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保

ホ　当該賦課被保険者又は当該賦課被保険者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報

十九～二十一　［同上］

二十二　介護保険法施行規則第八十三条の六（同令第九十七条の四において準用する場合を含む。）の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下この号において同じ。）に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ホ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者に係る年金給付関係情報

二十三　［同上］

2　前項第三号、第四号及び第二十二号の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項の介護療養型医療施設に係る同法によ